

### 学術情報リポジトリ

<論説>幕末における米・露国との交渉の影響: 経済思想を中心として

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2009-08-25
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 藤井, 定義
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002267

――経済思想を中心として―

藤

井

定

義

はじめに

を告げるのもこれにほかならない。 たのである。 船通過の件から、幕末外交関係のあわただしい早鐘が鳴り始まるのである。と同時にわが国近代化への直接の夜明け じまる「大日本古文書」幕末外国関係文書は、 嘉永六年 (一八五三) 六月三日下田表出役浦賀奉行支配組同心から、 いいかえれば徳川二百数十年の鎖国の夢を破る第一報が、この外国船渡来であっ 幕末における外交関係文書として第一のものである。 同奉行用人へ差出した異国船通過の件からは ことにこの異国

天民(一六七九―一七一八)の「闢彊録」(開板年不詳)、八代将軍吉宗(一六八四―一七五一)は享保五年(一七二〇) 露そしておくれて英・仏などとの直接外交関係によって始まるのである。もちろんこの時期に至ってはじめて諸外国 により、 の状況がもたらされたのではなく、古くは元禄八年(一六九五)西川如見(一六四八—一七二四) 幕藩体制はすでに土地経済から貨幣経済へと進展していたけれども、 新井白石(一六五七——一七二五)は正徳三年(一七一三)に「采覧異言」、同五年には「西洋記聞」を、 これを徹底的にゆさぶった事情はやはり米・ の「華夷通商考」 並川

佐藤信淵 ら三年ぐらいにかけて著わし、 よって外国の状態は論じられているのである。 には漢訳洋書の輸入制限を緩め、 (一七六九─一八五○)によって「混同秘策」が文政六年(一八二三)にできあがっているので、 本多利明(一七四三―一八二〇)の「西域物語」 工藤平助 (一七三九─一八○○) は「赤蝦夷風説考」を、天明元年(一七八一) が寛政一〇年(一七九八) 諸先学に に書かれ カュ

航以降は高度な経済発展を遂げつつある諸外国と直接交渉に入るので、幕藩体制下のわが国はここに重大な危機に立 たされたのであった。 の事情は、 長崎の出島からオランダ人と中国人を介してのみ導入していたのであったが、この外国船の来

が、 せっぱ詰ったとはいえ、 うことを含んでいるのである。ということはまた幕府当局の採長補短、 そのため西洋の諸事情や世界の大勢を察知することができ、 係者が早くから開国論に統 である当時の為政者の経済思想に、どのような影響があったかをみていきたいと思う。このねらいの中には幕 いものであるとさせた理由が存すると思うからである。 そこで本稿はとくにこの幕末外国関係文書により、初期のアメリカ・ロシャとの交渉の中に、ここでは幕府 結果からしてみると祖法を最も大胆に破ることとなっていたのである。(1) 和親条約によって幕府が開国をやってのけたことなどやはり支配者たる幕府の状勢判 一されるという新思想を示している理由が、 もちろんこのような行動は祖法を守ろうとするためである したがってそのような進歩的思想の所有者となったとい 祖法変改の思想のため、 外国使節その他と直接接触する機会が多く また物論囂々の中で の役人 府諸 断が正

鹿野政之「近代思想の萠芽」(岩波講座「日本歴史」第一四巻三〇六頁参照)

### 二 アメリカとの交渉

開国 ついてのアメリカとの交渉は、 嘉永六年六月三日浦賀港におい て開始された。 ペリー

もに編した「日本遠征記」によると次のように当時の経緯を明らかにしている。すなわち(1)

れども提督は故意に長官室に閉ぢ籠って、 副奉行中島三郎助が和蘭語の通訳堀達之助を伴って乗船して艦長室に迎へられ、そこで実は提督と商議が行はれたのである。 副官(コンティ大尉=注引用者)を通じてのみ日本人と交渉を進めた。」 H

この時の対話書によると中島三郎助は浦賀奉行支配与力であった。まず両者ではじめた交渉は、(2) かれらの渡来の趣意

からであった。

三郎助

船は何国之船にて、何等之訳有之、当港へは渡来い哉

オットメン

官之人に無之ては応接難相成い 船は北亜墨利加合衆国の船にて、 本国都府華盛頓より、 大統領より日本国帝に呈い書翰所持いたしい高官之者乗組居い間 日本高

うに異国船の状況についてしたためている。 ことにおいてわが国とアメリカとの交渉が開始されたのである。<br />
同六月三日付浦賀奉行から老中への届には、次のよ

艘は大砲三四拾挺、ハッテイラ七八艘、是又鉄張之様子に相見え、一艘は大砲拾弐挺据、進退自在にて、艫 舷不相用、迅速に出没 「先刻御届申上い異国船相糺い処、アメリカ合衆国政府仕出之軍艦にて、弐艘は大砲弐拾挺余、弐艘は惣体鉄張之蒸気船にて、 応接之もの寄せ附不申」(傍点引用者)

ているあたりに注意をする必要があると思うので、ここに記憶をとどめていただきたいのである(一六七頁参照)。 る九月一三日付の長崎在留オランダ船将キュルチュスの覚書によって帆船并蒸気船注文の件として長崎奉行へ提出 おそらくこのような蒸気船をいまだ見たことのない奉行たちのうろたえかたが彷彿するが、それよりここでは後述す かし両国間の交渉ははかばかしくなく、 六月九日(?)ペリーは

先年以来各国ゟ通商之願有之い所、 国法を以達背に及ぶ、元ゟ天理にそむくの至罪莫大なり、 然者蘭船を申達い通り、 諸方の踊

時に臨み、 商是非に希に非ず、不承知にゆはば、干戈を以天理に背くの罪を糺しゆに付、其方も国法を立て防戦いたすべし、左ゆはば防戦 必勝は我等に有之、其方敵対成兼可申、 若其節に至り和睦を乞度は、此度贈り置い所之白旗を押立べし」(4)

アメリカ軍艦の偉大さを十分知らされていることも見逃してはならない。このあたりすべて幕府政治の中に新しい息 と強行な書翰を送っているあたり、 幕府側にとっては交渉しなければならない窮極にたたされた感があると同時に、

大統領ミラード ・フィルモーア親書 吹を吹き込む糧になっていると思う。

の中に前述の三郎助が質問した「何等之訳有之、当港へは渡来い哉」 、リー提督と無言のうちに会見し、(5) さて渡来後一週間の下交渉の結果、 、石炭と食糧との供給及び吾が難破民の保護これなり」 (6)「余が強力なる艦隊をもってペルリ提督を派遣し、陛下の有名なる江戸市を訪問せしめたる唯一の目的は次の如し。即ち友交、通 アメリカ合衆国大統領からわが国皇帝 遂に六月九日浦賀奉行戸田伊豆守・同井戸石見守の両名が久里浜海岸において の答が述べてある。 (将軍) 宛の親書を受取ったのである。 すなわち

Ę 渡航目的を明らかにしている。

商

この親書の中で鎖国制度の非なることを

は過去のことなり。 数多の新政府が形成されたれば、時勢に応じて新法を定むることを賢明とするが如し。貴国政府の古き法律が初めて制定されたる 一貴政府の古き法律によれば、 支那と和蘭とに非ざれば外国貿易を許さざることを余等は知れり。されど世界の状態は変化して、

と述べ、また

との条約を二三年に限りて、望に従って更にそれを更新し、或は更新せざることあり を限るをよしとす。もし所期の如く利益あることが明とならざりしときは、古き法律に復するを得べし。合衆国は、 「もし陛下が、外国貿易を禁ずる古き法律の廃棄を全く安全なるものと首肯せられざる時には、 実験を試みるために五年又は十年 屢々外国諸国

島秋帆がある。 と諭すように、 のように貿易を試験的に行ない、 かれ 貿易の実験的開始を提案し、 は嘉永年間というわが国にとっては攘夷論の烈しい時代の中で、 もし利益が得られなかったときには中止せよという意見をもつわが国の思想家に高 もし利益のあがらない場合にはもとに復するようにと提言している。 すでに貿易の本質を把握してい ح

たのであった。 「御試之為両三年仮りに交易御免被仰付、 すなわち嘉永六年一○月の上書には 若不宜事と被為思召いはば、 何時も其節御差止め被成度奉存か\_(9)

と書いている。

勢から述べたものであって、 IJ 0 との造船技術の差を味わわせ、 、ホルニアから太平洋を越えてわが国に渡来できることなどは航海技術の発達を十分に考えさせられ、 趣意について述べているペリー アメリカ大統領の親書は、 ととに幕府は十分留意しなければならなかったのではなかろうか。 結局米艦隊の江戸訪問の目的を明らかにし、その中でことに開国貿易の必要性を世界状 同時に黒船を目のあたりに見ては如何ともなしがたかったであろう。 書翰からいかなる影響があったかを考えてみたい。 さらに 次に将軍へ渡来 そしてわ 一八日間 が国 でカ

### (ロ) ペリー書翰

るの風習」と述べ、 親書を持参して「日本国帝殿下」に奉呈するためであったのであるが、同時に「合衆国と日本とは、 とについては察知していて「貴国 うことのできる豊饒な生産物で自給できるという二つの理由から、 かもわが国民には外国人は異人であり、 当時の貿易思想は、 相交るに至るを免がれざるが故に、 この風習を禁止しなくては交信は継続しないといっている。 封鎖的立場からわが国の有益な品物と外国の無益な商品との交換と、 (わが国を指す―注引用者) 伯理璽天徳殊に日本国帝殿下と好を結び、 夷狄という人種的差別感があったのである。ペリーは夷狄視されているこ にて亜墨里加人に対遇すること、 貿易する必要を認めないという思想が強かったし、 かれの日本渡来の理由は、 交を修めんことを欲す」という 今一つは国内需要を賄な **返讐を視るが如** 追日次第に相ば 大統領の くくす

鎖国を云々されたことの影響は大きいのである。ペリーは でに過ぎ去ったことを説いていることである。長崎から世界の事情を多少吸収していたとはいえ、 修交の促進任務も負っていた。ペリー書翰はさらに重大なこととして、大統領親書同様に世界状勢から鎖国時代は 黒船の来航により

| 外国と交りを絶ち、これを仇視する貴国の法制は、其始め法度を立つる時に在ては、智慮ある処置

として一応は認めているが

「自今は両国の相交ること、昔日に比すれば至て易く、且つ速力なるに至りたれば、 自今決て行ふべからざる所なり」(11) 此旧制を固守せんと欲するも、 是レ無智の

と述べ、今日ではすでに鎖国の不可なることを進言している。そしてアメリカ国民は他国の宗教に干渉しないと自国 の発達を次のように紹介している。このあたりもやはりわが国の思想に影響をあたえたものと思われる。 「合衆国は欧羅巴諸国の中、何の国とも合縦することなし、 又其政律にては、国内各人随意の教法を奉ずるを許す、 況や他国人の

宗旨教法に至りては、固よりこれを是非することなし、

と述べている。 此大国の内最欧羅巴に近き地方に、欧羅巴より家を徒して来れる者のみ居住せしに、人民速に繁庶して全国に及び、竟に南太平海 るべし、然れば我国の交易速に貴国に繁盛し、 の海岸に達し、今は国内に幾多の大都府ありて、其府より蒸気船に乗じて発程するときは、十八日若くは二十日にして、日本に至 亜墨利加人は、 日本と欧羅巴との間にある大国に住す、此大国は、欧羅巴人初て日本を見出せし頃、 我国の船舶日本海中に粟散するに至ること遠きに非ざるべし」(12) 発明せる国にして、其初は、

多貴重の物品を出す、 行はしめんと欲す、 それではこの来航した人達は日本人をどの程度の知識所有の人種としてみていたのであろうかについて二、三紹介 大統領の親書には貿易の許可をうるためか多少誇張があり、たとえば「日本も亦豊富肥沃の国にして、幾 是を以て日本の利益となし、 貴国の民も亦諸般の技芸に長ぜり」とたたえ、そのあとすぐに「予が志二国の民をして交易を 亦兼て合衆国の利益となさんことを欲してなり」と申している点はの。(3)

本遠征記」 やはり社交辞令とも思われる。 の中で、 日本の高官に対する(ここでは奉行香山栄左衞門や通訳を批判したものである) しかし掛値なしにいって次の引用文が妥当するであろう。すなわちペ 、 リ ー かれの見方であ 提督の 日

る。

それによると、

な国々では科学が進歩してゐるといふ事実をかなりよく知ってゐることは疑ない」 (14) も無智ではなかったからである。地球儀を面前に置いて、それに書いてある合衆国の地図に注意を促すと、 (中略)日本人自身が如何に実用科学に遅れてゐるにしても、彼等のうちの最も教育ある者達は、 一彼等の知識や常識も、その高尚な態度や温厚な物腰に比して決して劣らぬものであった。 、その教育も悪くはなかった。 ョークに指を置いた。あたかも一方が吾国の首府にして、 和蘭語、 支那語及び日本語に堪能だったからであり、又科学上の一般原理と世界地理上の諸事実に 他方が商業の中心地であることを知悉してゐるかの如くであった。 彼等は啻に上品であったばかりでは より文明的な或は寧ろより文化的 直ぐさまワシントンと

と描写した点では、 日本人をかなり高い知識の所有者としているようである。

た影響と思われる個所をあげながら述べてきたつもりである。 上ペリーの第 回目の来航にともなう大統領の親書および同氏の書翰のうち、 次に節をあらためてロシャとの交渉をみよう。 わが国為政者の経済思想にあたえ

- ペルリ提督、土屋喬雄・玉城肇訳「日本遠征記」(岩波文庫本第二巻一八九頁以下)。
- ② 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一、九頁。
- 3 同上、一四—一五頁。
- (4) 同上、二六九頁。
- 之形勢人気之様子非常之躰を相備いに付』、迚も此儘書翰御受取無之ては、 賀奉行支配組与力香山栄左衛門が老中に対して、米船と応接の手続に就いての上書の中で「『船中(アメリカ船々中==注引用者) 与相察いに付 江戸表へ相伺い様可致、(中略) ルリ提督「前掲書」二三九頁。なおペルリとの会見については、アメリカ側はかなり強い決意のもとであったことが、 彼れ武威を以て強て相渡いを受取い様相成いては、 相貌将官は勿論 一座居合之異人一同殺気面に相顕れ、 御国体に拘り、 平穏之取計相成兼い段見切いに付、 不容易事共に付」と述べているあたり、かい頭れ、心中是非本願之趣意相貫き度心底得 何れ受取方之儀

なり交渉に殺気立っていたことが窺われる。

- ※ 「大日本古文書」前掲書 二四頁。
- (6) ペルリ提督「前掲書」二四二頁。
- 月十三日 十月二日 亜米利加合衆国大統領フィルモーペルリ提督「前掲書」二四一頁。なお大統領親書 てある。 なお大統領親書は一 ア書翰嘉永六年六月九日使節 ·大日本古文書」前掲書二 我将軍へ使節派遣の趣意に就て」の項にも記載 三八頁以下の 耶蘇紀元千八百五十二年十一
- (8) 同上。
- 金子鷹之助解題 「高島秋帆 佐久間象山集」 (「近世社会経済学説大系」) 三四—三五頁。
- (1) 「大日本古文書」前掲書二六三頁。
- (11) 同上。
- (1) 同上、二六二—二六三頁。
- 13 同上、二四八頁。
- 四ペルリ提督「前掲書」二二一・二二二頁。

### 三 ロシヤとの交渉

種々な問題を惹起していた。 れが長崎奉行へ提出した渡来の趣意について述べている時からであろう。 節プチャ ヤとの開国に関する交渉は、 チン中将が長崎港へ入津した時から始まる。 しかし国交を開こうと直接わが国に渡来し、 ペリー来航の翌月すなち嘉永六年七月一八日米国艦隊同様四隻をひきいた遣 もっともそれより以前ロシャとはわが国の北辺と接するため、 大々的に交渉を開始したのはこの一八日か 日使

事態 この異国 の招来が予想されることに対処すべき処置であったのであろう。 一船四 艘 の渡来に驚ろい た長崎奉行所は、 早速同日長崎の町中へ 次のような触を出していることは、 重大な

もの共安心之上、 一比度異国船四艘渡来に付相糺い処、 平常之通家業相営べくい、 おろしや船にて、 右に付、 不取留事を申触い儀は勿論、何事によらず浮説申触間敷い 渡来之訳柄も相分り、 外に疑敷儀も不相聞 聊以子細無之事に付、 市中之

と触れているように、 心して家業にはげみ、 まず渡航した船はロシャ船であって、かれらは別段どうこうしようというのではないから、 流言蜚語をつつしむようにと民心の動揺を防いでいる。 次には物価安定についていう。 安

一市中諸色商売之儀、 右船渡来に事寄せ、米穀其他諸色直段無謂引上い儀いたす間敷い」

う。 当然そのような状態が予想されうるからであろう。 直で売出すようにといい、「相互之儀助合い事に相心得、実意に致取引、市中一同迷惑不致い様心懸商売可致い」とも と。そしてこの掟を破ったものは罰すると付け加え、たとえ廻米商船が来ない場合でも、 いう。このほか露船に近づかないこと、火の元用心すべきことなども触れている。 ロシャとの交渉の始まるまず第一の影響はこのあたりからであろ このような触を沙汰するからには 貯め置いた米はなるべく下

るため、第二に露国宰相から老中宛の書翰の持参、第三には単に通商のことばかりでなく、 したいというのがその目的だったのである。すなわち さてプチャーチンが長崎奉行へ提出した渡来の趣意についての書翰によると、 まずわが国に世界状勢の大事を告げ 和平のことについて談判

「日本大国の官府へ、至極大切なる事柄に拘い事を以、 此度態々罷出い儀甲上い儀に御座い (中略)

度奉存い 様御承知に相成可申は、 魯西亜国帝之第一等摂政官外国筋之事支配いたしいガラーフ・ネスセルローデ 名 則外に今一通之書簡が 日本大国之御老中様宛之一封、 御奉行様御直に差上、 執筆仕い事に御座い、 江戸表へ御差立に相成い様仕 此書簡にて、

そしてもう一条にはおそらく領土問題交渉の意味を含んでいると思われるが、それは

携たる至極肝要之事に御座い」「魯西亜官府におゐて、専大切と考いは、 和平之事に御座い、 敢て通商之利益を貪いて已之儀には無之、 日本国および魯西亜国に

である。ここにロシャと本格的交渉が開始されたのである。

(イ 露国宰相ネッセルローデ書翰

離のゆえ、とも考えられるが、 を老中からえて、 カ月を要している。 七月一八日右述のような使命をおびて来航したプチャーチンの書翰を受取った長崎奉行が、 よいよ長崎でロシヤ宰相ネッセル 浦賀におけるアメリカとの下交渉一週間と比較すると長い期間であるが、 交渉結果からみて、 鎖国政策をある程度考慮に入れて長崎へ来港したロシャはやはり 口 1 デの書翰を受領したのは八月一九日であったので、こ ロシヤとの交渉の許可 江戸— -長崎間( の

さて宰相の書翰に入ろう。まず使臣として艦隊を送る理由として、遅れをとらせたと思われる。

尚又帝国人民の利害を旨とし、 んとするにあり」 「日本帝国方今の事跡形勢を明白に申告し、 向後魯西亜と日本との間に、争隙怨讐を生ぜざらしめ、 且日本国と其賢明の大君との時運に就て、 魯西亜帝深く憂慮する所の事を説明せしめ、 両国の和睦安穏を固定するの策を献ぜしめ

と述べ、そこでその対策として両国間の和親策を二つ提案するのである。 まず第一の問題からみていこう。 つは両国間の国境決定問題と、 二つには

開国通商の開始である。 とせざる所なり」とつけ加えている。 の要務であるというのである。 せんには て、「貴国最北の極界は、 この国境問題は 両国の境界を確定するを良法となせばなり」というところから、 「魯西亜帝の臣民当然の利は、帝も亦思はざるを得ず、旦両国和平の関係と両国臣民の安穏を保固 何れの島に限り、 しかしロシャは 我国最南の極界は、 「其大さ世界万国に冠たれば、 何れの島に限るといふ事を約定せんこと」これが今日 その決定せねばならない理由があるとし 更に地を益し境を広むるは、 実に要須

かなりたくさんな石炭がないと長い航海ができない関係上、できるならば途中で石炭を補給することが好都合であっ 由からロシャにとっては切実な問題であったようである。 次に第二の両国 の開国通商の提案に入る。 これは 「魯西亜帝の誠心に願望欲する所」というように、 それはアメリカも同様であるが、 当時の船の性能からして 以下述べる理

を述べているのである。 てとを請ふにあり」という。 国の内何れの湊なりとも、 の港内に入りて、食料及び其他の須物を求むべきことあるに当りて」、開国を望んだのである。 そこで「我国(露国を指す―注引用者)の軍艦 いるのである。そして「大日本の為に損失する所ある事なきは、 たためと、そして同時に船員の食糧やその他航海上の必需品を求める際に、 貴国と約定して、魯西亜臣民の往来を許し、我国の産物を以て貴国の有余と交易せしめん ロシヤは通商の対照として、わが国のあり余ったものとかれらの産物との通商を申出て 『カムシャッ カ』名或は亜墨利加中の魯西亜領に往来するの途中、 日本の政府必ず明察あるべし」と開国通商の必要性 わが国を利用しようというのであっ 通商については 「日本 日本

違いなかろう。 以上がロシヤ宰相書翰の中心であると思う。これらのことが一つ一つ幕府関係者の目にふれ、 耳に入ったことは間

とになるが、そのためオランダへ蒸気船の注文をすることである。 奉行へ差出した帆船并蒸気船注文の件に関する覚書についてである。 (4) 口達覚書で明らかにその点について申している。 カ船の優秀さやロシヤ船と比較して、問題にならないことを悟って、 前述したようにここで一言ふれておきたいことは、嘉永六年九月一三日付長崎在留の蘭国船将キュ この 覚書の中の和 蘭通詞村山栄之助からかれへの ことではまず両国の影響が現れてきたというこ この覚書はわが国の造船技術が前述したアメリ ル チュスが長崎

察いより、 先阿蘭陀より被取寄、 (嘉永六年―注引用者)浦賀へ渡来い亜米利加船并此度当所へ渡来之魯西亜船等にて、 製作を改 右等之船々相用、覆溺等之患を被除、 追々製作も被致度御趣意に有之い」 且用弁等速に相違い様被致度いへども、 蒸気船を初船製之巧妙眼前に 容易に製作も行届間敷儀故 被 相

述べて、「運送と用弁之処第 という理由のもとで注文を依頼している。もっともこの船の種類は「敢て日本国へ軍艦御開興之御旨趣には無之」と 一之儀」という。 そして注文の動機はわ が国の船では 「進退不弁利にて、 風波之節難破之

溺死は勿論米穀を始め諸荷物損毛莫大之事」からということになっている。

このように直接影響が現れているのは珍らしいかもしれないが、しかし徐々に西洋思想が幕府有志に滲透してい

ことはもちろんである。

交渉を開始するのである。次にプェニ月八日御勘定奉行川路左衞門尉、 再びロシヤとの交渉にかえろう。 次にプチャーチンの書翰、そしてかれと幕府使者との交渉をみていこう。 前述した露国宰相の書翰を持参したプチャーチンは、長崎奉行と交渉の結果、 同九日には大目付格西丸御留守居筒井肥前守がそれぞれ長崎に到着、 この両名と

### ロ プチャーチンの書翰

までは一大事ということがわかり、交渉を開始したとも考えられうるだろう。 かということについて、 前述したロシヤ宰相の二つの要求であった国境確立と交易開始について、 と今日の焦眉の問題としている。ではロシヤは一体どのような国境を考えていたであろうか。 も緊切なる一事」となって、「此のごとき境界の不定なることは、エトロフ島に係り、 まずはじめに一○月一八日老中へ提出した談判開始促進に関するプチャーチンの書翰からみることとする。(6) かれが具体的に述たものである。 国境問題は「方今両帝国の境界互に相近接するを以て、 ロシャがいかなる意味で交渉を願っている ロシヤは 頗る思慮を費やす由故となる」 ここにわが国もこのま

「日本北に在るクリル諸島は、往事より既に魯西亜に属し、且其支配たり」

とクリル諸島すなわち千島諸島は自国の領土と主張している。

に棲居せり、 「エトロフ島も亦此諸島中の一にして、 是に由て、 此島魯西亜に属する歟、 クリル人此に住居し、且つ一部は日本人も難り住す、 日本に属する敷の疑問を生ず」 加之魯西亜の漁民往時より既に此島

とも述べ、ここで国境問題を解決しようというのである。 カラフトについては

カラフト島即隆 は、 . 唯野人のみ住棲し、其住民は、魯西亜の支配を仰ぎ、制教及交商に乏しき者たり、 故に魯西亜帝の命令にて、

るに方っては、魯西亜領民のごとく、其保護を蒙むるなるべし」、哈連、ウラフト島四端の南部アニワ港に来る日本人の寡少なるは、 此三ケ月来魯西亜の所領とし、且つ許多の軍兵を置て是に備ふ、 漁猟及他の商業を為し、 唯全権が言へる所の理を資く、 且時節を期して、 加之右日本人アニワ地に住居す 己れの住家を構へんが

と。これまたロシヤ領であることを告げている。これに対しわが国の態度は後述するが、これらの諸島はわが して自認していたから大変である。そこで交渉に入らねばならなくなったものとも考えられるのである。

次に交易についてプチャーチンは諭すように、また教えるように述べている。その本筋は、

し得ること難かるべし、又日本の豊富を論ぜず、豈此幾多の須物を給し得ることあらん哉」 に明かなり、且入港の船隻漸次に其数を増すに至ては、 一日本政府にては、須物のため、 及他の事件の為めに、 日本に来る所の異舶に、其入港を禁じ得べからざることを了知すること既 日本に於て従来為し来れる如く、償ひを受けずして須物を与ふること、為

と述べ、さらに世界はすでに貨幣経済の世の中であることを申している。

諸物の交易を許すとも、決して他の障碍及び危害を生ずることあるべからず」 の理なり、而るに日本に於て、其港にて食料及他の須物の交易を許すことを必要なりとせば、是も自ら一箇の通商なり、 「夫れ何れの国民と雖も、其須物に償ひ得べきの有余あるに、金貨を出すことなくして、 是を受くるものなかるべし、 然らば又

このような状態に対処するためには、 わが国はいかに処置すべきかについてかれは

ど述べて、交易を主張したのである。 通商を許すときは、 府の賢明なる制度は、 すことを以て其常とす、総じて通商を事とする国民に在ては、交易の為に、此のごとき憂弊を起すこと絶て無きことなり、 「此のごとき問題を出すときは、諸物を交易するに由て、国民を活養する要物を費乏するに託して、 日本政府に於て、異邦の人と関係することを常に拒むの煩累ゟは、其労却て遙に少なかるべし」 毎ねに通商するに当て、其民をして、是が為に毀害を受ることなからしむるの法を建るなるべし、若し一度 日本政府之を拒むの応答を為

幕末における米・露国との交渉の影響

によって前記の両名がロシャ人への申諭の委任を受けて長崎へ赴くのである。

かれのこの書翰の影響や、また世界事情の推移によって一〇月二七日老中指令

### いロシア使節との交渉

翰のこと―注引用者) では交渉の二つの問題すなわち国境と交易についてみよう。 さて次に長崎でのロシャ使節との交渉を対話書から検討することとする。 川路の両氏を指す――注引用者) 返翰外別段之論判に可及に非ず」と一線をはって、返翰中意味の通じかねる個所を聞き出す程度となっている。 は事を尽さざる故、 命を受て此地に来り、 返翰は其概略を申述、 使節と応接対話及ぶ趣意は、 其曲節之細目に至いては、 しかしこの対話書では「某等両人 (日本からロシヤへわたす返 某等

を

談話及

んが

為に

し

変化がないように感じられてならない一面もあり、少し長いが対話書を引用しておきたい。
(7)とである。今日ソ連とわが国の間の領土問題についての懸案を考えると、このような問題は百二十数年前とほとんど の 件 国境の問題とは具体的には千島諸島とカラフトを交渉によってどちらかの領土に決定しようというと

### 一使節

貴国の人住居致い様に相成い、当今日本にては、エトロフは、 日本千島之内、 南は日本、 北は我国にて支配致しい、 右之内エトロフ島は、 何れ之所領と被心得い哉 往昔我国人住居致し来い処、 其後貴国より手を入れ

### 左衛門尉

蝦夷之千島は、 口 トロフ島へは、外国の者を不置、 ウーイン (Golownin) と申者蝦夷地へ罷越い砌、 不残我国之属島にて、元来名も蝦夷詞にい処、 領主よりも番所をも差置来る所にして、 規定を立、 段々貴国より蚕食致し、名をも被附替い儀に有之、 迭の国境を守り、 素より吾所領なる所聊疑も無之い ウルップを以間島と致しい積契約致し、 其以来

### 使節

ウルッフ島は、 人罷越居い儀は無之事に付、 百年前魯西亜所領なりしに、 右之心得方及尋問所にい 近来アメリカ人罷越、 猟事致し、 フ島は、 五十年前迄は、 魯西亜人のみ住居

### 左衛門尉

VP エトロフは、 其後貴国の人拠守する様に成、夫のみならず、カラフト南岸の地我国所属にて、是迄番所をも差置来い 我国所領たること、断然として疑を容れべき所なく、古はカンシャッカ迄も我国之所属にて、 蝦夷人のみ住居致 (中略

### 使節

エトロフ之儀 コロウインは、 (中略) 元来我国政府ゟ之使臣にあらず、全自己之了簡を以、右様之事にも及たる事なれば、 品々弁論も有之い得共、今日之会議に難尽間、後会に治定之答承るべし 今般之証跡には引用ひ難

### 使節

外国之もの通航之差障にも相成い間、 我主の命に依て、 サカレンは、素々我国人住居之地には非ず、先年アンモル 軍卒を差遣し、彼土を為守い事にて、日本所属之地へ手出し等致い儀には無之、 境界相定度存ずる所なり (黒竜)へ我国之者罷越い処、 彼住民共我国へ属せんことを願ふに付い 右境界聢と取極不申いては

### 左衛門尉

も居られぬ事故、 り之物語有之い、 相違無之ゆはば、 カラフト之内、 取調方為致、 に念なき由なるに、 我人心之気配に相拘りい筋に付、 右之通異心無之事にいはば、追ては取扱方も可有之い得共、返翰に申述る通り、 命を受い大名は、 我国所属之地へ手を附い儀には無之哉、然る時は、追て差出い書面之趣と趣意違ひたり、右は貴国之所置に寄、 其節に至ては、互に懇意にも可相成なれども、尚今ゟ聢との沙汰には及難し、 追てカラフト島にて境界を定むる時に至りては、両国之住民日々面を合せい様相成事故、迭ににらみ合ふて計 猶更之儀、追て之書面は下ケられい方ニ可有之、既に貴国書翰にも有之い通、 隣国の辺界へ、新に軍卒等被差置いては、我国人心之動静に相拘い間、右軍卒は、早々引払せい様致さるべ 書物絵図等得と吟味いたし、申立る儀故、色々手数も相懸り、急速聢との取極に難致、 其次第に寄、 某等如何様弁論するとも、 取扱向更に出来可致儀共不被存、同島之儀抔右之通に 蝦夷地境目之儀は、其所を守る大名へ申付、 貴国に於ては、 別に新地を得る 扨使節限

### 使節

我国政府之書翰は、 某差出い書付と、 趣意相違有之ば、 余儀もなき次第有之、 最前使命を請、 国を出し時は、右書翰之通之儀に

い処、 と相分りいはば、 其後本国より書状差越、 守り之者は、 早々為引払べく旨申越いに付、 外国之者共サカレンを窺窬致しい勢ひ有之、打捨置難く、守り之者を差遣い、 此談判を取分け差急ぎ今日及談判所にい 尤日本と之境界聢

趣に相違も無之いはば、 得と取調之上に無之いては、 書面にて被差出べし、然る時は、 治定の挨拶には難及なれ共、 カラフト一条に於ては、弥右之通いはば、 費国を疑居い我国人の心の解る種とも可相成い 疑心氷釈いたしい、 尤右之

使節一旦申い事は、 は、多く魯西亜之所領に相成いに付、 更に替り無之い、 早々其収極致し度い、 併書面を欲せられいはば、 書面をも可差出、 尤カラフト島、 南は日本、 北之方并中土之分

### 左衛門尉

故 被申聞い趣は、 取調のみにも、 相分りい得共、我国封建之治め故、 余程之年月を費すべく、 既に返翰中にも、三五年と申述る所なり 右土地人民共、其大名へ預け被置、 其大名へ申付、 取調方為致ねばならぬ訳

### 使節

結局わが国応接掛からプチャーチン宛ての書翰案では「追々使節ゟ申立らるる趣も、(8) 長い引用であったが、このようにして国境決定の対話が行なわれた。 意を以て申さるる事故、 のを遣し、 フは、 三五年待居い事は、 帰帆之砌は、 いはば、 元来我国処属之地たる既に分明也、 土地も広まるべければ、 取調に及べし」といい、そして「エトロフカラフト二島之儀に付、 直に彼地へ立越、於場所立会、諸事之規定取極、 決て相成難し、其訳は、 成丈面皮を立相返し度いに付、 其節に至りいては、 右土地へ遣置い人、追々右土地へ居馴染、永住之心持にも成り、 よりて彼是之儀論におよばず、 勢ひにおゐて、 境を取極る事はなりがたしといへども、 外国人窺窬之心を断ち可申い 引払い儀難相成儀に可有之い間、 この後三回にわたって会談を行なうのであるが、 カラフトは、 一旦申さるる旨ありといへども、 実に余儀なく相聞、 各所有を糺して、 当節是非右之談判および、 即今先地所見分之も 且我に従ふ者相増 且は使節善 国境を確 ヱト

口

定し」ということにしている。

一方ロシヤ側がわが国の応接掛へ手渡した書翰によると(9)

なれば、 領分と定め可然哉と存い」 の御約束ケ条中に差加可申い、 「日本の北はづれの界は、エトロフとカラフトとの島也、其内南寄のアニワ湊より、 此所等閉に難差置い儘、早々双方より立会の役人を差出し、 右分界の儀は、 大抵エトロフゟ北の千島と、又カラフトの内南寄の処を除き、夫より北は魯西亜之 互に評議の上、 カラフトの陸地は、 聢と決定致し、 其約束の趣を別に書立、 拙者本国と貴国との分界 此度

ということになっている。ちなみに両国間の領土問題の決定は、 交換でもって解決したのであった。 明治八年,(一八七五) に至り、 千島諸島と樺太との

る趣をも相弁られい段、 士がた気強く、 流れを認めていることになる。そこで通商を開始すべきだということになる。しかし川路左衞門尉は「我国之風習武 交易の件 祖宗之法令を改むる事抔は、至て難致勢有之」と述べ、さらに 第二の問題である交易について対話書でまずロシャ使節は「古今時勢変遷し、昔と今と事同じからざ(10) 至極に存い、 然る時は、 通商可被差免哉」と述べている。このことはわが国がすでに時代の

暫く之間相待い様にと申事にい」 通商相始い位ならば、 「貴国郡県之治と、我国封建之治と、 土地隣接いたし、殊に信義を守る大国と交を結び度も存ずるなれ共、当今之場合、 取調向等難易之遠も有之、元来外国々と通商相始、貴国へは通商許さぬと申には無之、 左様には難相成筋有之間

延するかという質問に対して「交易は日本では未熟な、 と政治体制の相違から簡単に交易できないという。またゴンチャロフ著の「日本渡航記」の中で川路は対外貿易を遷 ねばならぬ。 - さてそれでは通商がいかに利益になるかという点について使節の意見をみよう。(12) 娘は成人すると嫁につかはすが、(中略) 交易はまだ成人に達してゐないのです」と述べている。 新規の事柄であって、 何処で、 まず一般的に 何を、 如何に交易するかを考

幕末における米・露国との交渉の影響

外国々ゟ通商之儀申出

いかを、

深く御懸念有之由にい得共、

此儀更に御厭ひ有之儀には無之、西洋諸州にては、通商を以其国を富

しい事は有之い得共、通商を以国を害しい儀は不承及い」

といって、通商は富をもたらすものであると説く。しかし川路は

「我国は西洋諸国と違ひ、自国之者外邦へ到い儀は無之、坐して外邦之船之到るを待故、異国通商は国之痛に相成、益には相成不申」

と述べて、まずわが国の通商思想を披瀝し、そして使節に交易の本質を問うのである。 これに対して使節は

く売事にて、其利益不少、 「通商利益之儀に付ては、 我国カムシャッカは、 色々之談話有之、商売交易之道は、其国之直安之物を他邦へ遣し、他邦之直安之物を持帰、 塩払底にて高価故、 他国之塩を高価に買受い得共、其代りには直安之魚を遣しい 自国にて貴

事に付、互之利潤とも相成事にい

と。いわゆる貿易の本質について教えているが、川路はすかさず

「右道理も可有之、乍去又一事之物語有之い、 昨日某等に贈越されし品々抔は、 好みの品故、 寒気を凌ぎい衣に替ても、

存ずるなれども、右躰高価之品を以、財を費しい事は、扨々困りい事と存い」

と必需品以外の高価な贅沢品を対照とした場合の通商論を持ち出すのである。 これに対し使節は

国にて障子に紙を用、 「扨交易品物之儀、 山丹之地は、良材多く、直段格別安き事、 紙は直安故、便利之様にも相聞い得共、 損じ易く、ギヤマンは、乙甲なれども、保ち宜故、畢竟ギヤマン貴国之紙魯西亜之ギヤマン之下直なるが如し、一事を申い得ば、 畢竟ギヤマンを 貴

用い方益あり、此外右様之品数々有べし」

という論法を用いて答えている。しかし今回の交易開始の申出に対してわが国はあくまでも反対らしく、一二月二六、

日の対話書によると次のように語り合っている。(4)

「使節

異国之船薪水食料乏絶及い時、 御国地何れに於ても被下い儀、 追て聢との御挨拶可有之趣にい処、右は価を以買入い様致度、 御

貰申い儀は難相成い

左衛門尉

大本の趣意評議の決するを待べしとの事に付、 右様瑣末之処へ力を入、論弁有之いには及間敷、 我朝之者は、 人の迷惑難儀を救

ひいて、礼物価等受取い儀は不致国風にい

### 使節

申事は迚も難相成 西洋諸州の風儀、 商売船極困窮に及び、 殊に軍船は、 聊なり共価を不出して、 外邦にて救を請い儀、 物を受い儀は難相成規定に付、 稀には有之い得共、 追て右国政府より返礼差遣い事にて、 **旁貰受い様には難致い** 貰切と

### 肥前守

某仮に貴国の人となりて考見いに、 相 成い間、 取りも不直交易の端緒を開きい事にいなど、我国の人々の評価も可有之歟、然る時は、却て交易の所願不成就の基にも可 此所勘考ありて、 彼是と弁論無之方可然い 交易の願未不済折柄、 右様に彼是被申い様にては、 薪水食料を受るにさへ、 価を出さん抔申

### 使節

時之相場を以其価を論じいはば、 商売交易にも可相成い得共、 縦令ば薪は何斤にて価何程と申様に御極被置いはば、 商売共難

### Vî>

月二四日の和親交易の件で(15)のである。しかしロシャはこのような場合でも売買を行なうのが一般の習慣であるというのである。結局使節は一二のである。しかしロシャはこのような場合でも売買を行なうのが一般の習慣であるというのである。結局使節は一二 薪水食料を売るということは交易の緒を開くもので、あくまでも礼物など受取らないというのが、 両国間の慣習の相違などもこの対話で十分窺うことができるが、ともかくわが国はまだ交易を行なっていないため、 国風であるという

れば、 と愈多ければ、 再び来ることを禁ずるの法律は、 「異国の船を種々の国法に準じ、 破損を修繕すべき諸物を与へ、其徒を愛敬して、然るべき扶助をなし、之に因て愛敬を其本国に示すことなり、 文物愈々備り、 以で富を致すべく、国威も亦従て盛なり、産物を交易すれば、互に有用の諸物を得、 正理と云べからず、開けたる他の諸国にては、之に反して、総て正理に本づき、 非道の取扱ひをなし、甚だしきは、近年までは、 日本海岸に到ることを許さず、 破船せるものあ 若適々到れば、 人民富饒にし 船の来るこ

る也、 生営も十分なることを得るなり、 如此き法を行ふときは、 其国平治にして、 平日交りを結び、 両国共に安康なること極て明白なり」 且つ異国に使節を差遣しをけば、 争端自ら開けず、 互に親睦なることを得

と、開国交易を益するものとして述べているのである。 わが国応接掛の一二月晦日の露国使節に対する書翰は(6)

によりて、其当否之評論あれども、 すでに時代の流れに逆うことのできないことを感じとっていることは推察できるのである。 いまだ治定の儀にいたらず」

和親交易之儀は、

祖宗之厳禁にして、百世確守すべき処也といへども、

古今時世変遷し、

古例を取りて今事を律する事能はざる

① 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一、五八○─五八一頁。

(2) 同上、五八七—五八八頁。

(3) 「大日本古文書」前掲書之二、一四六—一五〇頁。

4 同上、四一三—四二〇頁。

この間の交渉記録は「大日本古文書」 一前掲書之二の附録の長崎奉行 大沢豊後守の日記によってくわしい。

□ 「大日本古文書」前掲書之三、七五―七九頁。

77 同上、三八九—三九四頁。

8 同上、五二五·五二七頁。

(9) 同上、五三三頁。

(1) 同上、三八二・三八三頁。

ゴンチヤロフ著、井上満訳「日本渡航記」(岩波文庫本三二七頁)。

「大日本古文書」前掲書之三、四一〇—四一一頁。

(13) この点についてはゴンチヤロフ著「前掲書」三二五頁にも記載している。

四 「大日本古文書」前掲書之三、四六五―四六六頁。

(1) 同上、四七一—四七二頁。

同上、五二五--五二六頁。

航海之術は勿論、 来之繁きを以ても推察有べし、 ば黒船を目のあたりにみて、造船技術のおくれなどをしみじみと味わったのではなかろうか。すでに述べたようにア 社会科学思想は勿論であるが、 度も示している。 威的言語を述べたのである。またわが国を「太平打続、 被致い由に及承 難対」と武力の差を述べ、さらに「貴国沿海之御固に至りては、 船の発明により、 船を以御勘弁あるべし、右船発明以来、 の様子も不明でしたがって武備も弛みがちであるのに対して諸外国は「武事鍛錬致し軍陣戦闘之器械悉く精利を極 すべきところである。さらにそれを裹付ける対話としてロシヤ使節は、 せまるのであるが、 Uh はば、 、リカからわが国まで一八日ないし二○日間で渡来できる黒船や、またロシャ使節の「此節之時勢五十年前の如くに 以上米・露国との初期交渉から幕府為政者の経済思想に影響をあたえたと思うところをみてきたつもりであるが、 急ぎい儀も無之い処、当今難延置次第有之、不得止事急ぎ事を計る所にして、 い処、 各国間の距離感がせばまった、いわゆる世界がせばまったと述べているあたりは、 そこで「都て之軍器等西洋風に被為做、 船製作等巧妙を極い故、 筒井肥前守は「我国風意地強く、 今般一見致しいへば、 遠路も近く、世界もせばまりい道理にて、事を難延時世と存い」というように、 自然科学思想の格差が著しかったことも特に注目されなければならないと思う。例え 常船の三分一余之迅速を得るは、 先一事船之上にて申いへば、 フレカット船を以押破らんに、 旧法を改い事抔は、 全国御武備御手薄にて、 武事専ら御修飾無之ては難相叶時勢に有之」(2) 砲台其外之御警衛向、 貴国之船数十艘有之い共、 わが国が二百年以上も鎖国状態のため、 容易に難致事故」勘弁願いたいと断るので(3) 是世界之一変にい、近来日本沿海異国 聊難き事可有之とも不相見」と堂々と脅 甚以懸念仕る所にか」とそつない態 余之訳あるにあらず、 長崎湊を以、 異国軍艦壱艘には 思想上十分吟味 と開国交易を 厳重之所と 先 蒸 気 蒸気

は、 謝絶する第一策と思へる妄見より生ずるなるべし、外国ゟ此思願を達せむとするには、終には強て之を請ひ、 のである。 一他の開けたる諸国と交りを絶ち、 さらにプチャーチンは応接掛へ書翰を送り「他国の交りを絶ちて、 兵器を操て劫がすに至るべきことを商量せずして之をなすや、又其軍威を防ぐべき先見ありや」とも申している(4) いわゆる宥めたり賺したりの態度であるが「日本の外国と交ることを欲せざるの志は、 両国の常に清平にして、 騒争なからむことを望むは、 日本国何の利益ありしや」と問い正し、 是大なる惑なり」と教える 一切外国人の願を 甚しき

幕府有志である。 の高官に告げ、 老中に対する上申書は米国事務宰相から総領事へ宛てた訓令がある。その中に いることである。 ととは忘れてはならない。これを裏書するものに少し時代は下るが、 ていたのであろう。 このような新思想を吸収するに最もふさわしい状態におかれていたのが、 我が希を空しくする時は、 かれらはこのように最も世界をよく理解しうる機会に恵まれていたからこそ進歩的思想の持主とな それでは諸外国の思想を幕府は実際どのように受けいれたのであろうか。 日本人の防ぎがたき法を以、我が趣意を貫くを知らしむべし」と命令して 安政四年(一八五七)二月一一日下田奉行から ほかならぬ当時の政治の支配者であった 万汝 (総領事を指す==注引用者) それは稿を更めて述 日本

「大日本古文書」幕末外国関係文書之三、四三二頁。

ることとしたい。

- 同上、四三四頁。
- 同上、四四〇頁。
- 同上、四七二—四七三頁。
- 5 「大日本古文書」前掲書之一五、五四四頁。